

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 人権啓発活動地方委託事業実施費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 人権施策推進課 人権啓発係 電話番号：058-272-1111(内 2443)

E-mail：c11227@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 22,614 千円 (前年度予算額：22,394 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	22,394	22,394	0	0	0	0	0	0	0
要求額	22,614	22,614	0	0	0	0	0	0	0
決定額	22,614	22,614	0	0	0	0	0	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

平成29年度に策定した、岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)に基づき、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図る。

(2) 事業内容

県が法務省から委託を受け、地域住民に対し、人権に関する理解と共感が得られる各種啓発事業を実施し、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることにより基本的人権の擁護に資する。

また、県や市町村が、住民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れながら、地域に密着した人権啓発活動を実施する。

【対象事業】

委託対象となる啓発活動は、次のとおり

- (1) 講演会の開催
- (2) 啓発資料の作成・配布
- (3) 放送広告の実施
- (4) 新聞広告の実施
- (5) 研修会の開催
- (6) その他上記に準ずる啓発活動で法務省が認めたもの
- (7) 地域人権啓発活動活性化事業の実施

【実施主体】

県及び再委託希望の市町村

(3) 県負担・補助率の考え方 国委託事業（10／10）

(4) 類似事業の有無

有

当事業については、施策策定及び策定に係る準備活動事業は委託対象外であるうえ、岐阜県分としての配分額に限度がある。人権教育・啓発推進事業は、県内各市町村の施策策定や市町村レベルで実施されるきめ細かな人権教育・啓発事業に対して補助し、様々な人権課題の解決を促進する。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	353	人権講演会講師謝金、研修会講師謝金
旅費	385	講師旅費
需用費	6,024	各種啓発資料、啓発本購入等
役務費	180	
委託料	15,021	広報業務、市町村実施事業
使用料及び賃借料	360	会場借上料等
備品購入費	291	DVD購入代
合計	22,614	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

県及び再委託希望の市町村

法務省の「人権啓発活動地方委託要綱」の定めるところによる。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

人権に関する理解と共感が得られる各種啓発事業を実施し、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めることにより基本的人権の擁護に資する。

また、県や市町村が、住民に親しみやすくかつ参加しやすい要素を取り入れながら、地域に密着した人権啓発活動を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
人権啓発展（県内巡回展）実施市町村数	0 (H9)	18 (H28)	19 (H29)	27 (R1)	42 (R5)	64.2%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（1）県実施事業

- ・人権啓発に関する講演会、研修会
- ・人権週間の啓発広報（新聞広告、バスチャンネル、ポスター掲示）
- ・啓発資料、物品の作成配布
- ・人権啓発フェスティバル、人権啓発展、スポーツ組織と連携した人権啓発活動

（2）市町村への再委託（16市町村）

- ・講演会研修会の開催、各種啓発資料・物品の作成配布、人権の花運動等

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

総合的かつ効果的な各種啓発事業により、人権問題に対する正しい認識がより一層広がり基本的人権の擁護につながった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	いじめ、虐待、体罰、ハラスメントなど様々な人権問題が発生し、より一層複雑になる中で、人権に関する正しい理解のため、総合的かつ効果的な啓発活動の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	親しみやすくかつ参加しやすい啓発活動を実施することで、県民に人権について考えるきっかけを提供し、啓発対象者の拡大を図ることができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	市町村と再委託契約を図り、地域の実情に応じたきめ細かな人権啓発活動を展開することができる。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>様々な人権問題に対して、より効率的・効果的に啓発活動が実施できるよう、事業内容等について検討し、見直しを図っていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>人権に関する正しい理解の徹底を図るためには、継続的な啓発活動が必要であるため、今後も引き続き事業を推進していく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	岐阜県農業フェスティバル 【農産物流通課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	幅広い世代の多くの県民に対し、人権をより効果的に啓発できるため

